

昭和三十年六月十七日受領
答 弁 第 一 三 三 号

(質問の 一三)

内閣衆質第一三号

昭和三十年六月十七日

内閣総理大臣 鳩山一郎

衆議院議長 益谷秀次殿

衆議院議員小松幹君提出公益損害に対し鉱業権者の掘採制限の具体的措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小松幹君提出公益損害に対し鉱業権者の掘採制限の具体的措置に関する

質問に対する答弁書

政府は、目下福岡通商産業局長及び大分県知事に対し、現地の実情の調査を命じているが、今後この調査の結果をまつた上、御指摘のような事態があるときには、鉱業法、採石法及び道路法等それぞれの法の規定するところにしたがつて、指導、監督その他の適切な措置をとる所存である。

右答弁する。